

第10章 目標値

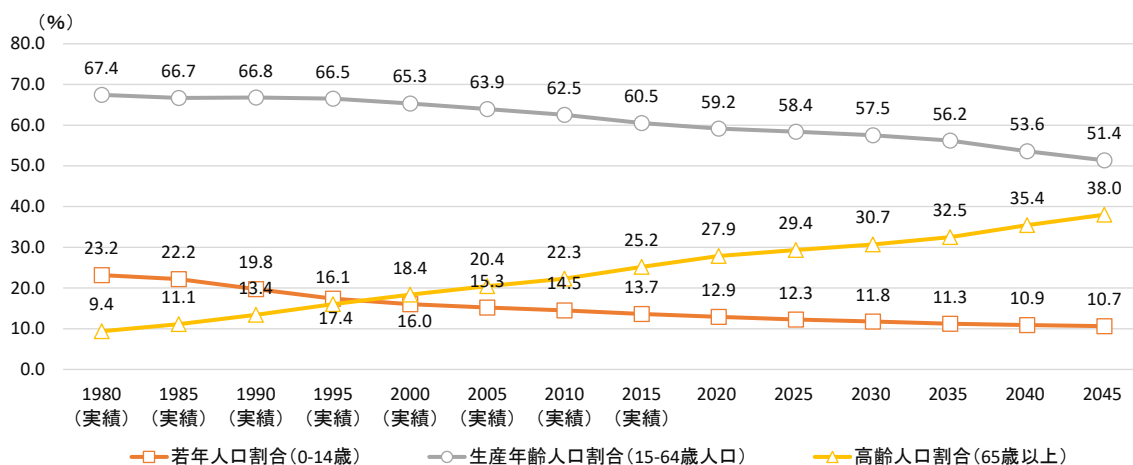
立地適正化計画において定めた誘導区域・誘導施策について、その達成状況や妥当性を客観的かつ定量的に評価するため、下記の3つの指標について目標値を設定します。

1. 都市居住区域の人口

(1) 北上市の人口見通し

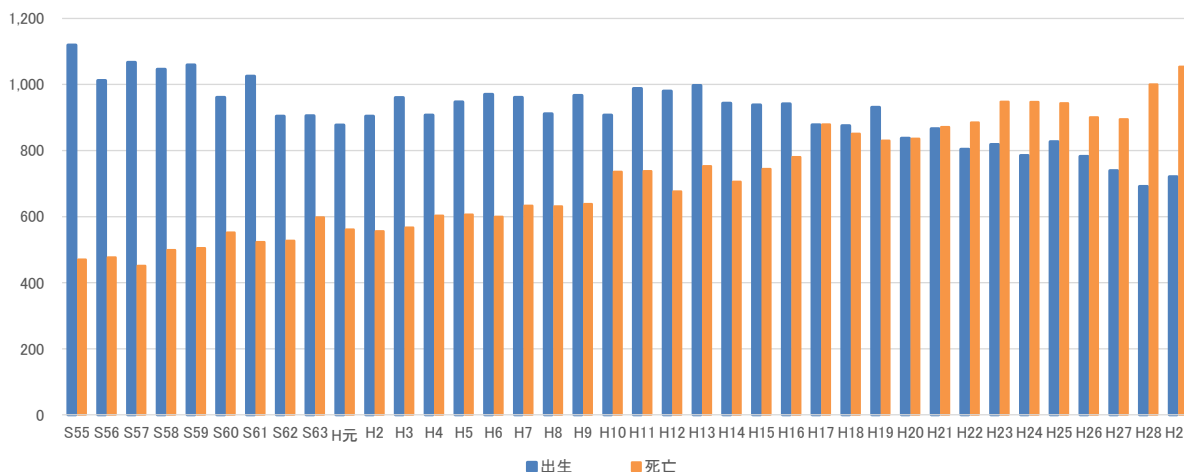
北上市の人口は、昭和50年以降人口増加が長く続きましたが、平成17年の94,321人をピークに人口減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、近年の傾向で推移した場合は今後も人口は減少を続け、令和12年には88,168人、令和17年には85,373人になると見込まれています。

北上市は、立地適正化計画における施策や、北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略における結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり、シティプロモーションの推進、地域産業の振興、暮らしを支える地域公共交通体系の構築等の施策を展開することにより、人口減少に歯止めをかけます。



図表 78 年齢構成別人口割合

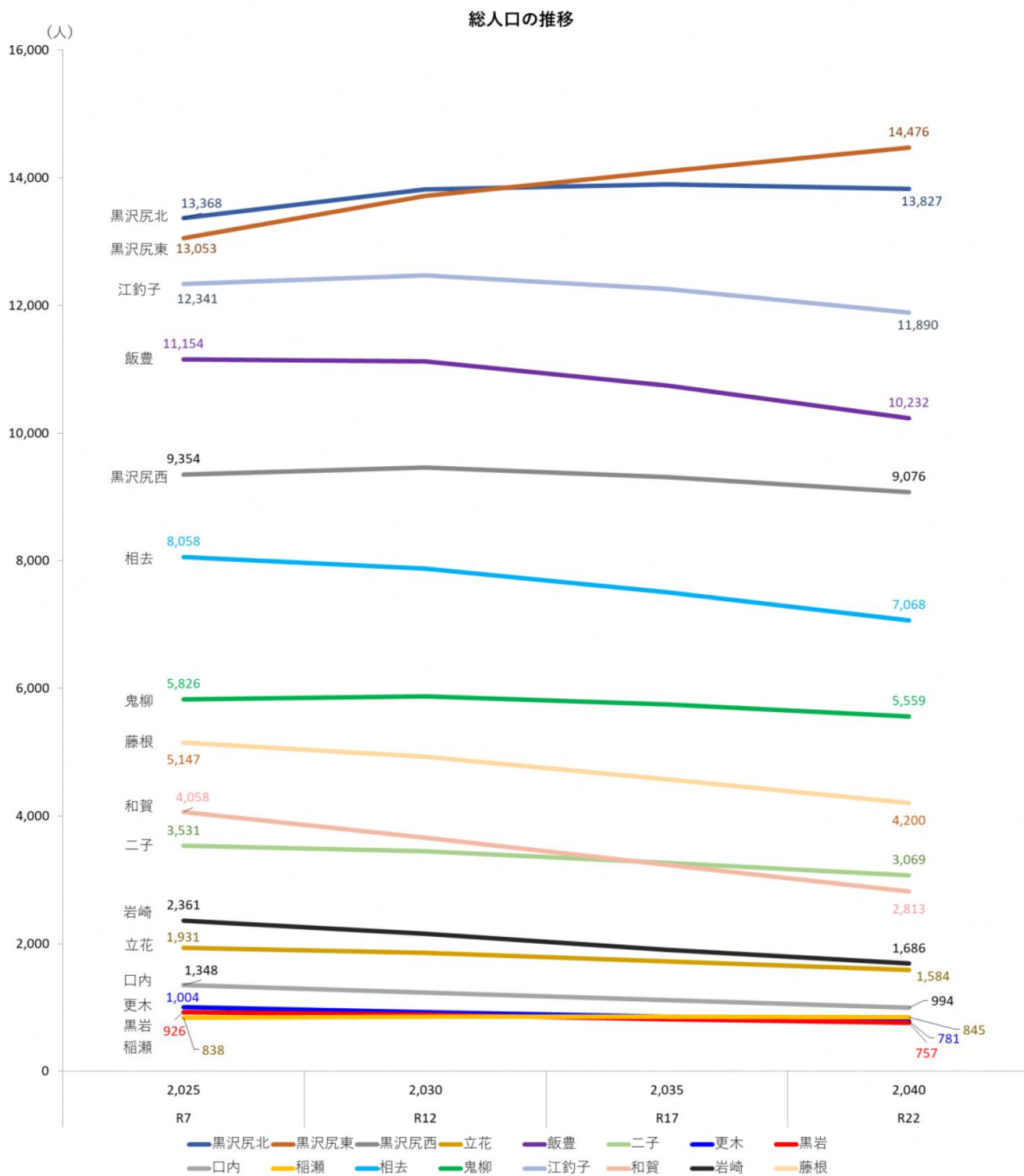
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



図表 79 出生数・死亡数の推移

出典：岩手県環境保健研究センター「人口動態統計データ」

北上市の人口の推移を地区別にみると、黒沢尻北、黒沢尻東、黒沢尻西、江釣子地区では横ばいで推移しますが、口内、和賀、岩崎地区では人口が約3割減少すると予想されています。



図表 80 地区別の将来人口予測

出典：北上市「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年改訂版）」

(2) 都市居住区域、地域拠点の人口の見通し

都市居住地域における平成27年の人口は17,261人であり、北上市の人口の約18%を占めており、人口密度は42人/ha(市全体は3.6人/ha)と他の区域に比べて高くなっています。将来的に人口は緩やかに減少し、令和22年には約1,724人減少すると予想されます。

地域拠点の人口(都市居住区域内除く)は14,761人であり、北上市の人口の約16%を占めており、人口密度は16人/haとなっています。将来的に人口減少が進行し、令和22年には約2千人減少すると予想されます。

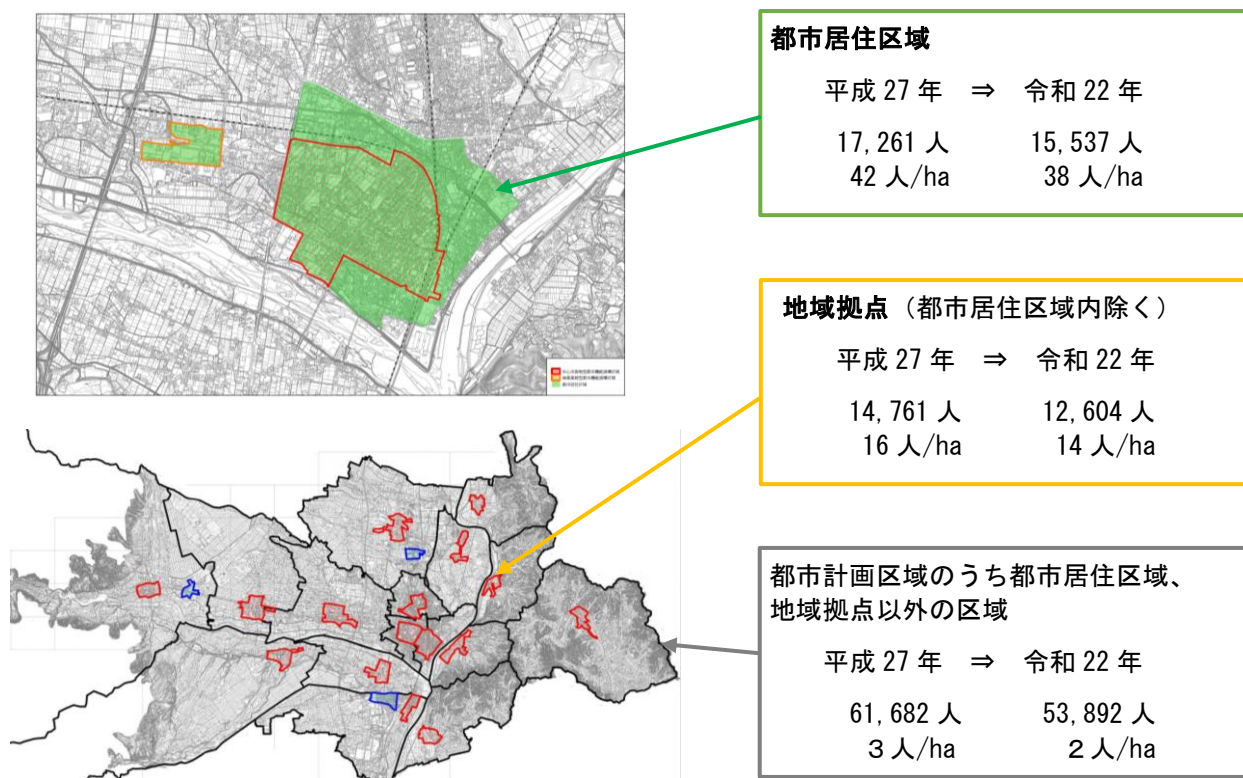
図表 81 北上市の人口推移

| | | 人口(人) | | | 人口密度(人/ha) | | | 面積 ha |
|---------------|------------|--------|--------|--------|------------|-------|-------|----------|
| | | 平成27年 | 令和17年 | 令和22年 | 平成27年 | 令和17年 | 令和22年 | |
| 都市 居住 | 都市居住(駅前) | 16,749 | 16,013 | 15,041 | 43.2 | 41.3 | 38.8 | 388 |
| | 都市居住(IC周辺) | 511 | 508 | 496 | 21.3 | 21.2 | 20.7 | 24 |
| | 計 | 17,260 | 16,521 | 15,537 | 41.9 | 40.1 | 37.7 | 412 |
| 地域拠点(都市居住内除く) | | 14,761 | 12,576 | 12,604 | 15.9 | 13.5 | 13.6 | 929 |
| 都市計画区域 | | 93,704 | 85,373 | 82,033 | 3.6 | 3.3 | 3.2 | 25,740 |
| うち都市居住、地域拠点以外 | | 61,683 | 56,276 | 53,892 | 2.6 | 2.3 | 2.2 | 24,044 |

出典：平成27年人口は、住民基本台帳。都市居住及び地域拠点の令和2年、令和17年は独自推計。

都市計画区域は、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」。

注：北上都市計画区域は、国有林を除く北上市全域に指定されることから、都市計画区域の人口は行政区画の人口を用いている。



図表 82 都市居住区域、地域拠点の人口の見通し

(3) 都市居住区域の目標人口

北上市の人口は、昭和50年以降人口増加が長く続きましたが、平成17年の94,321人をピークに人口減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、近年の傾向で推移した場合、今後も人口は減少を続け、令和12年には88,168人、令和17年には85,373人、令和22年には82,033人になると見込まれています。

図表 83 都市計画区域の人口推計

| | 平成 27 年 | 令和 2 年 | 令和 7 年 | 令和 12 年 | 令和 17 年 | 令和 22 年 |
|-------------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 市内合計 (人) | 93,511 | 92,373 | 90,511 | 88,168 | 85,373 | 82,033 |

出典：国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

このような人口減少社会の中、立地適正化計画における誘導施策をはじめ、関連計画の施策との連携を図ることにより、平成27年国勢調査の人口・世帯に関する人口等基本集計結果に比して都市居住区域及び地域拠点内の人口を令和22年においても維持します。

図表 84 都市居住区域の目標人口

| | 平成 27 年 | | 令和 22 年 | | | | 面積 (ha) |
|--------|-----------|----------------|---------------------|------------|-------------|----------------|------------|
| | 人口 (人) | 人口密度 (人/ha) | 現状のまま 推移※ (人) | 改善数 (人) | 目標人口 (人) | 人口密度 (人/ha) | |
| 都市居住区域 | 17,261 | 41.9 | 16,521 | 1,724 | 17,261 | 41.9 | 412 |

※国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は市全体の数値しかないので、北上市人口ビジョンによる地区別推計値を参照

目標値(都市居住区域内)

平成 27 年

令和 22 年

人口 17,261 人 ⇒ 人口 17,261 人

2. 都市機能誘導区域内の誘導施設数

北上市では、将来的に人口減少が予想され、比例して市内全域における商業機能、医療機能、保健衛生機能及び子育て支援機能を有している施設数も減少が予想されます。

「あじさい都市」きたかみの実現に向けて、生活利便性の確保や人口減少、高齢化に対応したまちづくりを推進していくためには、公共交通網が形成された都市機能誘導区域内の商業機能、医療機能、保健衛生機能及び子育て支援機能の充実が必須です。

そこで、令和22年における誘導施設数の目標を、中心市街地型は商業機能、医療機能、保健衛生機能、子育て支援機能の施設数を維持します。また、商業業務型は商業機能の施設数を維持するとともに、当計画では公共交通体系の構築も目的の一つであることから、中心市街地型及び商業業務型の商業機能にバスターミナル機能を有している店舗を1施設ずつ目標として設定します。

図表 85 都市機能誘導区域の目標施設数

| 都市機能誘導区域 | 都市機能 | 誘導施設 | 令和3年施設数 | 令和22年目標施設数 | 備考 |
|----------|---------|-------------------|---------|------------|-----------|
| 中心市街地型 | 商業機能 | 1,000㎡以上の店舗 | 5 | 5 | |
| | | バスターミナル機能を有している店舗 | 1 | 1 | まちなかターミナル |
| | 医療機能 | 病院（病床数20床以上） | 1 | 1 | 区域内で移転 |
| | 保健衛生機能 | 健康管理センター | 1 | 1 | hoKko |
| | 子育て支援機能 | 保健・子育て支援複合施設 | 1 | 1 | hoKko |
| 商業業務型 | 商業機能 | 1,000㎡以上の店舗 | 1 | 1 | |
| | | バスターミナル機能を有している店舗 | 0 | 1 | |

目標値（都市機能誘導区域内）

令和3年

令和22年

商業機能・医療機能・保健衛生機能・
子育て支援機能【中心市街地型】

⇒ 施設数維持

バスターミナル機能を有している店舗
【商業業務型】

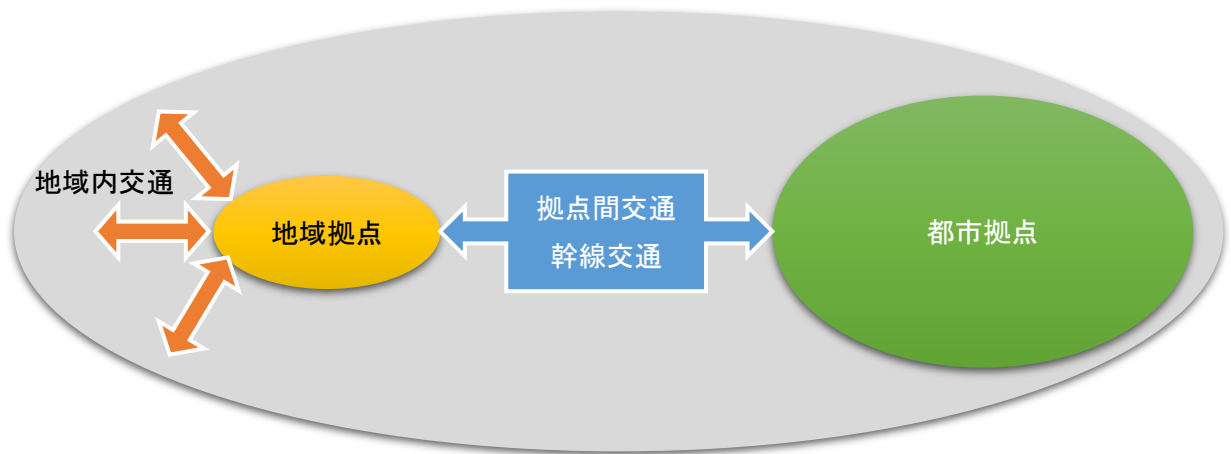
⇒ 1施設増

3. 地域内交通の構築地域

北上市が目指す「あじさい都市」の都市像は、都市拠点と地域拠点の構築及び各拠点が公共交通等により連携したものであり、この都市像の構築によって住み慣れた地域に住み続けられるまちが生まれることとなります。そこで、「あじさい都市」の構築により成立する地域内交通の構築箇所数を目標値として設定し、その構築箇所を関係団体との協議を踏まえ、令和3年の8地域から令和22年には9地域を増やすことを目標とします。

地域内交通とは、各世帯から構築された地域拠点までの移動を担う交通システムであり、市内では、デマンド型乗合タクシー、交通空白地有償運送、地域住民同士の互助による輸送などの多様な交通モードが導入されています。

<北上市公共交通イメージ>



目標値

令和3年

8地域

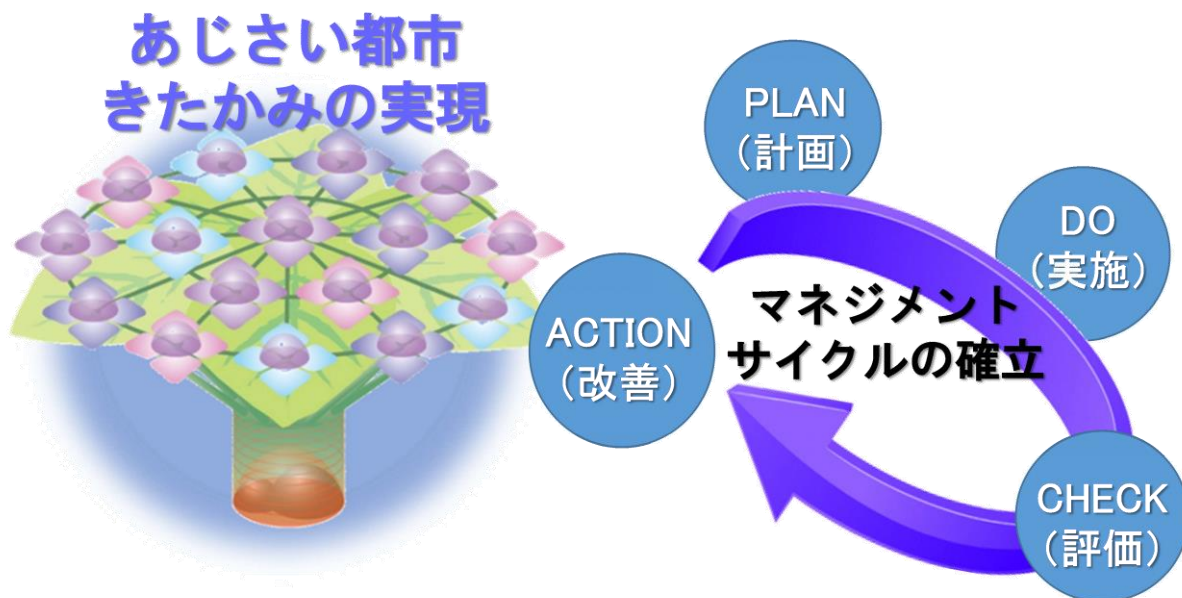
令和22年

⇒ 9地域

第 11 章 施策の達成状況に関する評価

北上市立地適正化計画は、概ね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することとします。

その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うと共に、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うこととします。



図表 86 マネジメントサイクル確立のイメージ